

健診助成金支給申請書

宮城県医師国民健康保険組合理事長 殿

令和 年 月 日

| | | |
|-----|------------------|---------|
| 組合員 | 被保険者証又は組合員証の記号番号 | 宮医・A |
| 住所 | 〒 | |
| 氏名 | 印 | TEL - - |

下記のとおり健診を実施いたしましたので、助成金を申請いたします。
記

| | |
|--------------|--|
| 健診を実施した医療機関名 | |
|--------------|--|

| No. | 被保険者証又は組合員証の記号番号 | 受診者氏名 | 区分 | | 生年月日 (受診時の年齢) | 資格取得年月日 | 受診月日 | 申請額 |
|-----|------------------|-------|-----|-----|--------------------|----------------|-------|-----|
| | | | 第1種 | 第2種 | | | | |
| 1 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 2 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 3 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 4 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 5 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 6 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 7 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |

➡ 続きがある場合は裏面に記入してください。

- 注) ① 40歳以上75歳未満の方については、受診券(健診結果報告票)を添付してください。
なお、人間ドックを受診の場合は、健診結果のコピーと領収書のコピー(他院で受診の場合)を併せて添付してください。
② 40歳未満、75歳以上の方については、健診結果のコピーと領収書のコピー(他院で受診の場合)を併せて添付してください。

※ 助成金の振込口座を必ずご記入ください。

| 対象人数合計 | | | 名 | | 請求金額合計 | | 円 | |
|--------|------|-------|------|----|---------------------|--|---|--|
| 振込先 | 銀行名 | 銀行 | | 支店 | フリガナ (必ずご記入ください) | | | |
| | 預金種目 | 普・当・貯 | 口座番号 | | 口座名義人 | | | |

※ 当組合は、申請によって収集した個人情報について、個人情報保護方針、条例等に沿って適切に扱うものとします。

送付先：〒980-0805
仙台市青葉区大手町1-5-4F
宮城県医師国保組合 宛
TEL:022-227-0516

| | | | | | | |
|-------|----|-----|-----|-------|------|----|
| 組合記入欄 | 理事 | 事務長 | 担当者 | データ入力 | 支払入力 | 受付 |
|-------|----|-----|-----|-------|------|----|

→表面の続き

| No. | 被保険者証又は 組合員証の記号番号 | 受診者氏名 | 区分 | | 生年月日 (受診時の年齢) | 資格取得年月日 | 受診月日 | 申請額 |
|-----|----------------------|-------|-----|-----|--------------------|----------------|----------|-----|
| | | | 第1種 | 第2種 | | | | |
| 8 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 9 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 10 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 11 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 12 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 13 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 14 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 15 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 16 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 17 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 18 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 19 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 20 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 21 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 22 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 23 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 24 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 25 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 26 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |
| 27 | 宮医 A | | 組・家 | 組・家 | T・S・H 年 月 日 (才) | S・H・R 年 月 日 | 月 日 / | 円 |